

日韓合併後の内田良平

西尾, 陽太郎

<https://doi.org/10.15017/2244050>

出版情報 : 史淵. 100, pp.105-117, 1968-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

日韓併合後の内田良平

西尾陽太郎

この小論は福岡ユネスコ協会企画「九州文化の総合的研究」の一部をなすものである。使用資料はすべて内田治氏の提供による。貴重なる資料の借用について常に好意をよせられた内田家に対して、深甚の謝意を表する。

(1)

明治四十三年七月十日附の武田範之より内田良平宛書状に曰く、「狡兎竭きて良狗煮らるるは人事の常なり。其然るを知りて然るものは、身を殺して仁を成すの個人的活動に非ずして、真に身を殺して國に殉ずるの公的活動に出ず」と。(日韓合邦秘史、下、六七五頁)しかもこの「國に殉ずる公的活動」とはいえ、それは単に韓國を併合し終ればそれでよいというものではなかった。彼更に曰く、「今は外交の時に非ず内治の時なり。故に今日の問題は韓を収むるの美名に非ずして、韓を治むるの實際にあり。合邦形式の問題に非ずして韓の民心を輯睦皇化せしむるの問題なり。…政府若し事を誤りて一進会を土崩瓦解せしむるに至らば、小柄は韓の百年の後を憂ひて、國の爲めに悲しまんのみ。悲しむと雖も國運を奈何せん。小柄が罪に非ざるなり云々」と。

この範之和尚の心事は内田良平においてもほぼ等しいものがあつた。彼等は併合完成直前、既に政府の処理に不満であ

り、それが日韓の完全融和を希う彼等の意図に違ふ所あるのを歎じた。「而して今日、併合の跡を顧れば：併合の根本に於ては勿論その目的を達成して違はざりし所なりと雖も：各種の措置方法において、一大遺憾を感じざるを得ざるものありたり。」（同上、七五六頁以下）そしてその「遺憾」とは次の諸点である。

- 1 侵略的印象を与える「日韓併合」の語を用いて、両国の合意を示す「日韓合邦」の語を用いない点。
- 2 日韓交渉史の伝統的用語「韓国」の名称を廃し、清国の支配名たる「朝鮮」を採用した点。
- 3 合邦完成の功労ある一進会を「冷酷無情」に解散させ、彼等の希望たる「間島移住策」を顧ず、彼等を路頭に迷わしめた点。
- 4 韓国統治において、全然その民情風俗を無視し、「庄迫睥睨、ただその主権を頑守するの他」政策的に無能な点。

以上の如き政府に対して、彼は既に大正三年四月、「朝鮮統治制度に関する意見書」を、大隈首相、各大臣、元老、並に寺内総督に提出した。その趣旨は「元来激烈政策は併合直後の建設時代においてこそ其必要なきにあらざりしとするも、之を以て永く膠守すべきものに非ず。否な之れ真に皇徳を新附の民に光被し、鞏固なる東洋平和の基礎を確立する所以の道にあらず」というのである。（同上、七五九頁）この意見書は大正九年、黒龍会本部発行パンフレット「朝鮮統治問題」中に収録されている。文中彼は列強の世界政策の国際的競争裡において、最後の捷利を得るためにも、「植民地政策の根本主義」の確立の必要ありと説き起し、特に韓国政策について「時勢人心に適する新制度案」を提案した。その大要は、現行の武断政治を廃止し、「自治的制度」を採用すべしと云うにある。「朝鮮は我帝国が武力を以て之を征服したる邦国に非ず。：明治天皇の御威徳を仰ぎ、進みて協合一致を希望し今日あるを致しゝなり。故に：朝鮮併合の歴史：及併合の詔書の精神趣旨に基き、同化政策を以て朝鮮人民を指導し：一視同仁の恩沢に浴せしめざるべからず。：両国の意思を阻隔する制度の撤廃、：彼我共に齊しく忠実なる：臣民たらしめざるべからず。：総督府の官制を改革：参政自治の権

利を朝鮮人民に分与せざる可からず。」そしてその具体案は、(イ)中樞院の廃止、(ロ)日韓人の待遇俸給平等化、(ハ)立法議會に韓国皇族・貴族・各道民代表参加を許し、總督府官吏と共に政治に参与させる、(ニ)地方議會(道・府・郡・町村)を組織して自治権を附与、(ホ)戸籍法と徴兵令の実施、(ヘ)朝鮮大学を京城に置き、日鮮思想の混化統一を図る、等にあった。

(2)

以上の如き意見書の提出は、一面、彼本来の「合邦理念」から来る、現行日本政府の韓国政策への批判でもあるが、また一面、その武断抑圧政策が将来する従来^{註1}の排日運動の、より一層の激化と、それが惹起するであろう所の「反日暴動」に対する深憂からも来ていた。そして果せる哉、大正八年三月の万歳事件は勃発した。彼は直ちに「朝鮮暴動に関する愚見」(大正八年四月)を書き、政界要人に配布した。^{註2}文中、彼は「吾人ハ：今回ノ如キ暴動ガ何時カハ必ズ爆發スルコトヲ疾クヨリ憂ヒツツアリシヲ以テ」とのべ、大正三年提出の建白が顧られなかったことを遺憾とし、更に今回事件首謀者中、反日主義者孫秉熙と共に旧一進會長李容九の股肱権秉憲の存在に注目して、親日派として辛苦の中に日韓合邦に尽力した権が、今や反日暴動の首魁に變じた理由を、政府の一進会に対する非情なる強制的解散と、李容九の憤死、會員の生活難等、「我政府ガ従来朝鮮人ニ対シテ執リ来レル薄恩ニシテ苛酷ナル行為」の結果と力説、直言以って非議せざるを得ずという。「元来我政府ノ対韓人策ハ、我が懷ロニ入レル者ニ酷ニシテ、却ッテ路傍ノ人否ナ反対ノ：者ニ寛ナルノ癖」あり、「併合後、總督府ハ親日党ニ対シテハ：薄恩ヲ加へ、排日党ヲシテ親日党ヲ征服セシムルノ失態ヲ現出スルニ至レリ。」そして今後の措置として、「漸進穩和主義者」の庇護操縦による「自治政策」の推進の他なしと主張する。

しかし彼自身はこれを以って能事足れりとはしていない。同年九月には「鮮人授産協會設立」を試みており、その趣意

書が現存する。彼は日韓併合当時、一進会の存続を希望し、その功に報ゆるためにも、その間島移住策を政府に希望して容れられずに終っていた。八年の万歳事件の原因には複雑なるものがあるとしても、内田良平のいう政府の武断抑圧政策の他に、日本の資本主義的収奪による韓国民の生活難もその一つなることは明白であって、この点から急遽計画されたのが、この授産協会であつたろう。その趣旨は「朝鮮ニ対シ一視同仁、彼我同化ノ政策ヲ執ルベキコトハ、先帝併合ノ大詔並ニ今上陛下最近ノ御詔勅ニ炳焉：帝國万代不易ノ大方針」と、天皇の名による同化政策として、韓人を北海道・樺太等に移住定着させようというものである。「之ヲ優遇シ、之レニ便宜ヲ与へ、男子ハ出テ、採掘ニ従事セシメ、婦女ハ家ニ在ッテ農業ニ従事セシメ、以テ老ヲ扶ケ幼ヲ養フコトヲ得シメバ、鮮人ニ在ッテハ流亡的移住：ノ惨事ヲ免レ：方ニ始メテ北海道・樺太鉱業界ノ基礎確立シテ：一挙兩得」という。国権論者内田良平の「自国の利益、他国の幸福」という曾々の論理は、ここにも顔をのぞかせている。併合後内地人の韓土移住者数当時三十五万、そのための地価及び物価の騰貴は、韓民たちの満州・シベリアへの流亡的移民をひきおこし、その数二百万と彼はいう。そして彼等移民の「悲惨言語ニ絶スル：ニ拘ラズ、我官憲ハ之ニ対シ未ダ何等『日本人トシテノ保護』ヲ加ヘタルヲ聞カズ」、「既ニ鮮人ヲ統治スルト称スル以上、其ノ任ニ当ルモノハ、タダ指導按排ノ宜シキヲ得ザルコトヲ憂フベキノミ：誠ニ同情ニ価スルモノナキニ非ザルオヤ、又タ況ンヤ救済上適当ノ方法ヲ講ズルコトハ、深仁ナル御詔勅ノ大精神ヨリ考フルモ刻下ノ最大急務タルニ於テオヤ」と、厚顔無恥、「馬耳東風」の政府官僚に対して、民間個人の無力をなげきつつも彼は天皇の名によってこれを叱咤しているのである。

大正七年十一月世界大戦終結、八年三月一日万歳事件全鮮に拡大、同月十五日、間島龍井村にて五千の鮮人独立宣言運動、そして四月、朝鮮亡命者上海臨時政府組織。五月四日、北京に「五・四運動」勃発。五日、間島日本総領事館放火事件。九年三月十一日尼港事件。十月二日、間島事件、そして七日、閣議は同方面出兵決定。

大正期に入り、世界列強間における日本孤立化の傾向は日毎に著しく、それは現実には極東地域の、中国における排日・親米と、満州の権益とをめぐっての日米間の対立を通じてのアメリカの勢力、及び満鮮を通じて波及する共産主義・革命思想を通じての、ロシア勢力の進攻となつて現われて来た。

「歐洲大戦ノ結果起発シタル世界的思想ノ變化ト米國大統領ウイルソン氏ノ：民族自決ノ宣言ハ：鮮人ニ強烈ノ刺激ヲ与ヘ：米國宣教師等ノ煽動ニ躍鱗シ：。」と大正一〇年の内田の「朝鮮時局寛和ニ関スル意見書」は、冒頭米國勢力の脅威を強く意識しながら書きはじめられている。そして更に北方の脅威についても注目し、「露領吉林滿州ノ鮮人ハ軍資金ヲ募集シ武器ヲ整ヘ軍事的訓練ヲ行ヒ、過激派ト結合シ、馬賊ト握手シ：國境ノ安寧ヲ脅威シ：時ニ或ハ國境ノ警戒線ヲ突破シ爆發薬ヲ無数輸入シ：彼等カ放射スル毒瓦斯ノ如キ過激思想ハ鮮内ヲ赤化セントシ：就中咸北、平安二道ハ今ヤ危殆ニ瀕シツツアリ」と述べている。

これが書かれる以前、大正九年中、内田が韓国問題につき論じたものには、「朝鮮統治問題」（二月）、「渡鮮ニ臨ミ鄙見を述べ」（六月二十八日及び七月七日）、「一進会交渉顛末書」（七月二十八日とあれど十八日か）、「朝鮮時局私見」（七月二十八日）、「在外鮮人の行動」（同上）、「日韓併合前後事情」（八月二十九日）が現存する。

九年の内田には苦悩の色が濃い。論調にも前年来のくりかえしが多く、その打開策に確信がないかに見える。殊に旧一進会員との交渉において、彼は自己の責任感を新しくしながら、彼一個の立場においてはいかんともなし難いものを感じているが如くである。

「朝鮮時局寛和二関スル意見書」は、一〇年の作であるけれど、それはこの九年来の彼の心境をよく示すもので、具体的打開策として、朴泳孝の担ぎ出しによる、「鮮人ノ事ハ鮮人ヲ以テスベシトノ意見」であり、前述の彼の「朝鮮自治政策」を総督府が擬似的に採用した後の「過渡的ニ応スル臨機ノ政策」でもある。但しここに「過渡的」とは、真の自治政策への過渡でなく、「万歳事件鎮定過程」の意である。万歳事件に直面して、政府は急遽武断政治を改め、内田の自治政策を採用するかの観があった。「帝国政府ハ一面：鎮撫ニ集中シ、一面総督府官制ヲ改革シ総督以下主脳官吏ノ大交迭ヲ断行：憲兵制度：二代フルニ警察制度ヲ以テシ、新総督ハ屢次諭告文ヲ頒布シ：中枢院會議ヲ開會シ、或ハ地方ノ名望家ヲ召集シ、民意民論ヲ諮詢シ、若干ノ苛法ヲ削リテ言論集會ニ対スル或程度ノ自由ヲ容認シ：地方制度ヲ布キ自治的思想ノ涵養：ヲ促進：産業ノ振興、教育ノ普及等各般ノ施設ニ注意ヲ怠ラズ：」

しかし時既に遅い。それら新施策は今や却って韓民の軽侮を買うに過ぎなかった。この点に関する彼の觀察は既に九年七月廿八日に書かれた「朝鮮時局私見」にも詳しい。

「齋藤新総督ハ曾テ朝鮮ニ関スル智識ヲ備ヘズ從ッテ鮮人ノ性情習癖ヲ解セズ、山県總監ニ代リシ水野總監モ亦タ同様ニシテ、両氏ハ足未ダ朝鮮ヲ踏マザルニ憲兵制度ノ撤廢、言論ノ自由等文化政治ヲ行施スベキ方針ヲ声明セリ。之レ頗ル早計ノ事ニシテ：憲兵制度ノ如キハ余リニ変更ニ急ナリシ結果之レニ代ルベキ警察組織ノ完成ヲ俟タズシテ急遽撤廢シタル為メ：憲兵時代ハ一道千人ノ割合ニテ全道一万三千人ノ憲兵ヲ以テ其秩序ヲ維持シ来リタルニ対シ、今日ニテハ二万人：ヲ以テスルモ尚ホ不足：採用巡査ノ知識ハ著シキ低級トナリ人格乏シク鮮人愛撫ノ趣旨ノ如キハ殆ドソノ実現ヲ望ムベカラザル状態ニアリ：警官ノ不正事件：多数：一層其弊害ノ増加セルヲ知ルベキナリ：」

この他警察制度改正に伴う駐在所建設費に対する民間の不評と困惑、「寺内時代の政治は善意の悪政、新総督の政治は悪意の悪政」と批判される結果となれるに過ぎず、言論の自由に関しても同じく、却って「徒ラニ猛烈ナル排日記事」の

横行の結果となり、禁止不能に陥る有様であった。

(4)

既に大正三年提出の内田の意見が、今や実施されたかに見えながら、時機を失した後手政策は無効であり、「我カ宣言ヤ懐従ハ：彼等ノ輕侮ヲ招致シ我カ檢挙ト鎮庄ハ却テ彼等ノ反抗ヲ招致」するにすぎないという矛盾感の中に、内田良平は今更ながら政府政策の「官僚式、形式的」行政を憎悪せざるを得ない。「若シ其レ協約時、全鮮の輿情ヲ深察シ、正ヲ正トシ邪ヲ邪トシ、公平廉潔ニシテ徳望アル有為ノ材ヲ挙用シ、人民ノ悦服スベキ内閣ヲ組織シ、百弊ヲ一断シ人心ヲ收攬シタランニハ、日本ノ權威ト誠意ハ鮮人ノ頭腦裏ニ感激化セラレ復タ動カスベカラザリシニ」、当局の「官僚主義、形式主義」は、この「民意民論」を度外視して、単に要路の大官（民衆に憎悪せられ居たる）を操縦し「一本調子ノ高圧的武断政治」を以って民衆に臨み、「内地人ト同化セヨト強制シ」、「歴史ト文物ト習慣ヲ破壊シ是ヲ以テ朝鮮ノ進歩トシ」、民衆の反感と怨恨を助長したのである。

さてかくの如くにして生じ、かくのごとくに混沌たる現今の韓国政情の「過渡期に應ずる臨機の政策として」、「鮮人ノ事ハ鮮人ヲ以テスベシ」、即ち「一般民衆ノ畏敬シ尊重シ推服スル大人物ヲ自然的ニ時局收拾ノ大任ニ当ラシメ」るより他はない。そしてその人物として侯爵朴泳孝を彼は推せんする。

しかし、親日的人物であるとはいえ朴泳孝は、かつての日韓合併工作過程において内田や李容九らによって、ある意味で敵対視されて来た人物であることを思へば、この選択に混迷を感ずるのはむしろ内田自身でなくてはならないが、亦、それを敢てせざるを得ぬところに、内田の時局に対する重大性の認識があったと見るべきであろうか。一進会員百万人

中、既にその十万は反日派天道教孫秉熙の許に走りつつある現在、既に宋秉峻は用足るべくもないとして、朴泳孝の清節、「政局ノ一大回転後口ヲ緘シテ復タ國事ヲ談ゼズ、政治ヲ論ゼス行蔵ヲ慎ミ時流ニ阿ネラズ權勢ヲ求メズ黃白ヲ貪ラズ淡然君子ノ態度ヲ守リツツアルハ一世ノ仰キテ以テ敬重シ欣慕スル所」に委任せよというのであるが、それ以上に次の如き朴泳孝の現実的立場そのものが重視されていたのである。「今ヤ機ヲ見ルニ敏ナル米國宣教師ノ輩ハ朴泳孝ノ重望ヲ流用シ自己ノ勢力ヲ挽回セシト企ツツアルモノノ如ク……一朝彼レ宣教師ト親善シ流用セラルル如キアランニハ復タ以テ陰然一勢力ヲ成ス予メ之レヲ推知スルニ難カラス」。

(5)

内田はこの朴泳孝起用案を「帝國政府ノ試験的政策」として採択されることを「特ニ附加」している。ここにも彼としては珍らしく確信を欠いた態度がうかがわれるが、こうした彼の混迷は彼の「日韓融和」政策としての、「日韓同化策」といわれるものについても見られるのではないか。彼は併合完成以前には、日韓両民族に限り、完全融和の可能性を、日本の歴史における帰化人の事実から主張していた。その「融和」が果して韓国民の「文化・習俗・信仰の自主性」について如何に考えられていたかは明かでないとしても、日韓完全融合という限り、政府の日韓同化策の支持者と見得る筈なのに、この万歳事件以後の彼の意見書中には、この政府の「同化策」もまた政府一流の「官僚主義・形式主義」と批判されており、このことは彼自身、反省せざるを得ない点であったと思われる。

以上の事は要するに、内田の日韓関係に対する態度に、政府官僚との間に一線の劃するもののあること、却って一步韓民側に近く立っていることを示すものである。このことは溯って、合併以前、その工作の端初に、李容九と共に韓国民の

窮状を語り合い、その共感の上に立って合邦工作がなされた事の一面を物語るものであり、その素志が今なお一貫して流れていることを示す。国権論者として日本のために利を計ったかに見えたとして、個人的には韓国に対する責任感には常に継続しているし、政府政策の現実的破綻は、彼をして彼の合邦論の立場からの批判を執拗にくりかへさせる。そしてこの大正九年七月には、まさにその「個人的責任」の問題が彼をして渡鮮させ、旧一進会員との会談によって、四十三年合邦工作当時の約定を確認させる事になった。七月七日、渡鮮に際しての彼の政府当局者に対する書面によれば、朝鮮内地人が、明春満州方面より乱入する筈の鮮人独立軍に呼応し総蹶起の計画にあること、これに対し旧一進会員（独立軍側より売国奴視されつつある）は万死免るる能わずと恐怖し、日本既に依頼するに足らずとして宋秉峻を渡米させ、米国の保護を求めんとしつつあり。最後の試みとして杉山茂丸に問責状を送り来たための渡韓であることがわかる。彼と李容九の嗣子李顯奎及び尹定植・金振泰その他一進会員との会談は十四日から十八日にかけて行われ、覚書を作成することによって終り、慰撫の目的は一応達せられた如くである。会談中良平の語として「僕等は合邦の際における約束を果す能はざりしは謝するに辞なしと雖も、其責任に至っては嘗って忘れたる事なし」、「合邦後故あって目的遂行を遅延せるも未だ以て絶望とするに足らず。今よりよろしく同心協力して当初の目的を達成し大なる責任を全ふすべきにあらずや」の語がある。（一進会交渉顛末書）彼が如何にして慰撫の目的を達したか不明であるが、一進会員の対米依頼の件については、「フィリピン」の例をあげて米国依頼すべからざることを説得し、「合邦の真目的」達成への努力に彼等の意向を転じさせ得たものの如くである。覚書は大略次の如きものである。一、合邦関係者は責任を回避せず。一、合邦は聯邦組織を目的とし、日韓同資格において幸福を享有することにあり。一、合邦目的期成同盟を鞏固にする。一、一進会を一政社或は一宗教団として総督府に認めさせる。一、対政府筋交渉は杉山を顧問として宋秉峻がこれに当る。一、合邦目的達成せられざる時は各その責任を明にする。

そして、この覚書の作成された七月十八日（顛末書には廿八日とあれど誤りか）から十日後の廿八日に「朝鮮時局私見」が政府筋に提出されたのは、その覚書実行の一步であろう。その要求事項は 一、日本に功労ある殉難鮮人の遺族及生存者の救恤 二、総督府官吏への鮮人の登用 三、裸負商団の組合許可 四、侍天教団の保護 五、日鮮同化主義国民協会の保護 六、隱健思想各団体の組織化 七、在滿鮮人授産会への資金貸与 八、在滿不逞鮮人懐從策廢止、である。そして更に一ヶ月後の八月二十九日には彼は「日韓併合前後事情」を書いて一進会の功績と合邦精神について再説している。恐らくこれも覚書に立脚した政府筋提出書類の一であろうと思われる。この一文は比較的短いものであるが、他に見られなかった点もあり、例へば政府側の悪平等主義（親日派を押へて排日感情をもたせ、排日派を平等に扱って却って侮蔑を招く）の如きは他にも説かれているが、ここでは更に日本側の併合条約第六条・日韓協約等の無視（上ハ王室ノ財産ヲ奪ヒ下ハ人民ノ生産ヲ奪ヒ）についても強い表現を以って指摘が行われている。

(6)

以上の如き内田良平の動きは、翌大正十年日鮮融和を目的とする団体、「同光会」の結成となった。「同光会趣旨書」（大正十年二月三日）には、「両族をして人類相愛の共通義に立ち、民族結合の大宗旨を全くせしめ」、一列同治、両族一家、正義人道を亜州同族に及ぼし、進んで世界人類の平和文明を擁護することを主張する。本部は東京におき、支部は朝鮮各地に置く。主なる事業は 一、朝鮮現制度の研究と改善 一、人權の平等擁護 一、教育の振興普及 一、宗教界の廓清 一、授産救済機關設置 一、鮮人功労者の表彰と遺族の救済 一、德行奨励 一、鮮人留學生の保護 一、會報発行である。これらの項目が内田良平の「朝鮮時局私見」の要求事項とほぼ同じものであることが知られる。本部役員

としては、顧問大隈重信、相談役頭山満・岡崎邦輔・小川平吉・河野広中・寺尾亨・箕浦勝人・関直彦、幹事長内田良平である。以下幹事、常議員、評議員等多数で挙国的顔振れともいふべきであるが、それらの中に佃信夫・南波登発・美和作次郎・末永節・小幡虎太郎・葛生能久・井上角五郎・井上雅二・林田亀太郎・戸水寛人・大竹貫一・押方方義・川島浪速・中野正剛・町田忠次・福本誠・小泉策太郎・三木武吉・広瀬千磨・森格・大岡育造・武富時敏・永井柳太郎・近衛文磨・古島一雄・斯波貞吉等、発起人中には浜口雄幸・大原義剛・田鍋安之助・建部遜吾・中野二郎・前田下学・安達謙蔵・葦津耕次郎・宮崎民蔵・宮崎寅蔵・柴田麟次郎等の名が見えている。彼等は五月の評議員会で支部設置を決議し、末永・葛生・寺尾・内田等が京城に入り、二十二日朝鮮総支部を創立した。支部創立の中心人物として「従来総督府ノ懐從ニ屈セサリシ鮮人」、「総督府側或ハ鮮人等ヨリ起ルヘキ幾多ノ難衝ニ屈セサル底ノ硬骨」、「従来ノ団体的弊害因縁ヲ有セサル中正ノ立場ヲ具有スル」人物として李喜侃が選ばれ、創立の時、幹事長に推された。

ついで大正十年七月二十四日、同光会代表頭山満・寺尾亨・内田良平の連名を以って、加藤友三郎首相に対し「同光会の所信並ニ運動経過ニ就テ加藤首相に贈る書」が提出された。文中韓国における独立運動の由来とその努力について述べ、「扱テ朝鮮民心斯クノ如ク相成候上ハ：武力庄伏或ハ文化政策：等ノ尋常一様ノ手段ヲ以テシテ」は到底不可能故に、「日鮮民族ノ精神的融和」のために同光会を創立したこと、総督府の了解及び原（敬）首相の了解を得来たこと、そして今や韓人側の「独立請願運動」紹介の労を執り度いと述べている。

韓国の独立運動はいわゆる大戦後の民族自決の風潮に刺戟されて八年の万歳事件となり、十年のワシントン会議に対する上海仮政府首領李承晩の請願運動になったが、一方内田等の説得によって、日本中央朝野への請願の風潮が高まり、韓国有志の上京と内田等への折衝となった。彼等としては韓国の完全独立の不可能を悟り、日韓聯邦制を希望したが、内田等の説得によって更に「天皇陛下統治下における内政独立」の要求に変更した。そして彼等は三月六日、その要求のため

の上奏文、及び貴衆両院並に高橋首相、清浦枢密院議長宛請願書を提出した。内田自身この「内政独立」に対して、彼年来の「自治制度」案と同じとして理解するばかりでなく、更にこれを「内政独立」の名に於て認めたのは、水野総監の有名無実の「自治制許可」声明が、却って韓国民側の不信を強めた結果を考へてのことである。彼はこの方法を「現下ニオケル鮮人誘掖ノ要諦」とさへ云っており、そのみならず、将来「随次人材登用ノ門戸ヲ開キ」、韓民側の不平が終息した際には、「或ハ中央議會ニ参政權ヲ附与シ、或ハ自治制ヲ布キテ朝鮮議會ヲ設」けることをその内容として考へていた。彼は今や植民地支配については古い既成的觀念を脱ぎ捨て、「彼等ノ希望スル所ニ対シテハ不穩ニ亘ラザル限り」、自由を与うべきであり、それが「眞実融和の途」であることを、自己の体験から悟つたのである。なお、この「内政独立要求」に関して、上奏文・請願書はそれぞれ受諾されたが、結果としては本會議上程は留保された。

○

以上のごとく、われわれは内田良平の日韓合邦後の行動について觀察することによって、一面彼の日韓合邦の素志についても、或程度まで具体的に知り得た。国権論者としての彼は、範之和尚のいわゆる「身を殺して国に殉ずる」ものである限り、国家権力の当体である政府への奉仕の一面を否定できないとしても、また一面、どこまでも「民間人」として、政府の官僚機構的、非情なメカニズムとは相容れぬ立場にあり、それに対する自己の非力を歎ぜずにいられないのである。万歳事件の意味するものは、決して内田の理解にのみ尽きるものではなかつたにせよ、彼はこの事件によって、彼の素志とそれに伴う責任感を新にした。そして最初に彼自身がとり上げたこの日韓問題についての彼の責任を、彼なりに果たすことに全力をあげたと見てよいのではなからうか。

註

- (1) 大正四年、大正天皇即位式を機とし、今後十五年を期して実施するものとする。
- (2) 当時の首相は原敬。
- (3) 齋藤実。
- (4) この件は未遂に終わった。
- (5) この前後原首相、ついで高橋首相と齋藤総督及び内田良平の間に善後策が講ぜられたといふ。